

競争的研究資金等に係る研究活動の不正行為に関する 告発受付窓口の設置について

国立病院機構相模原病院は、厚生労働省の「研究活動の不正行為への対応に関する指針について(平成19年4月19日)厚生科学課長国立病院課長決定)等に基づき、以下のとおり、厚生労働科学研究費補助金等の公的な競争的研究資金等に係る研究活動の不正行為に関する告発の受付窓口を設置しました。(参考：競争的研究資金等告発受付窓口運営要領)

名 称 : 競争的研究資金等告発受付窓口
場 所 : 〒252-0392 神奈川県相模原市南区桜台 18-1
国立病院機構相模原病院 管理課
受付窓口担当者 : 管理課長
電 話 番 号 : 042-742-8311(代表)
ファクシミリ : 042-742-5314

※電話による受付時間は、平日8時30分～17時15分です。

(告発に関する留意事項)

- 本受付窓口は、国立病院機構相模原病院に所属して研究活動を行う者についての競争的研究資金等に係る不正行為等を対象としています。
- 国立病院機構相模原病院で告発を受け付けるに際しては、告発者の氏名及び連絡先をはじめ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様、不正とする科学的合理的理由、使用された競争的資金等について慎重かつ公正に確認させていただきます。原則として、これらの情報が確認できない場合や告発内容の信憑性が疑われる場合等には、告発の受付は致しません。
- 受付窓口にご連絡をいただいた段階では、告発は受け付けされておりません。告発の内容を精査した上で告発された方に受け付けた旨を明示します。また、調査に当たって告発された方に協力を依頼する場合があります。
- 調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合には、告発された方の氏名等の公表等が有り得ることを申し添えます。

注) 国立病院機構相模原病院に所属する研究者とは、当院との関係を表明して研究を行っている者をいい、特別研究員等の非常勤職員・研究員も含まれる。

国立病院機構相模原病院競争的研究資金等告発受付窓口運営要領

1. 目的

「研究活動の不正行為への対応に関する指針について」（平成19年4月19日厚生科学課長国立病院課長決定以下「不正行為対応指針」という。）及び「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）等に基づき、国立病院機構相模原病院（以下「当院」という。）に厚生労働科学研究費補助金及び他の公的な競争的研究資金等（以下「厚生労働科学研究費補助金等」という。）に係る告発を受け付ける窓口（以下「告発受付窓口」という。）を置き、その適切な運営を図るため、競争的研究資金等告発受付窓口運営要領を定める。

2. 対象

告発受付窓口においては、厚生労働科学研究費補助金等により行われる研究事業における不正行為（不正行為対応指針Ⅱ「研究活動の不正行為等の定義」の定義による。以下同じ。）に関する告発、並びに厚生労働科学研究費補助金等の不適正な管理又は経理に関する告発等を受付対象とする。

3. 組織

告発の受付から調査に至る体制の責任者は臨床研究センター長（以下「センター長」という。）とし、告発受付窓口の担当者は管理課長とする。

4. 周知

当院は、告発受付窓口の場所、連絡先、受付の方法などについて、掲示物、当院ホームページなどにより当院関係者に周知する。

5. 告発の取扱い

告発受付窓口で受け付けた厚生労働科学研究費補助金等による研究事業の不正行為に関する告発の取扱いについては、管理課長がセンター長と協議しつつ、不正行為対応指針「Ⅲ－2 告発等の取扱い」及び「Ⅲ－3 告発者・被告発者の取扱い」の規定に基づき行う。告発受付窓口で受け付けた厚生労働科学研究費補助金等の不適正な管理又は経理に関する告発の取扱いについては、当該規定の「不正行為」を「厚生労働科学研究費補助金等の不適正な管理及び経理」、不正行為対応指針Ⅲ－2②及びⅢ－3④の「不正とする科学的 合理的理由」を「不適正な管理及び経理があったとする合理的理由」と各々読み替えて同 規定を準用する。

6. 告発に係る事案の調査及び措置

告発受付窓口で受け付けた厚生労働科学研究費補助金等による研究上の不正行為に関する告発に係る事案の調査及び当該事案に係る者に対する措置については、不正行為対応指針Ⅳ、Ⅴ及びⅥによるものとする。告発受付窓口で受け付けた厚生労働科学研究費補助金等の不適正な管理又は経理に関する告発に係る事案の調査及び当該事案に係る者に対する措置については、厚生労働省本省と連絡調整を行いつつ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び厚生労働科学研究費補助金取扱規程等により行うものとする。

7. 厚生労働省以外の関係各省及び配分機関との連絡調整について

5及び6について、文部科学省科学研究費補助金等の厚生労働省以外の各省等が所管する公的な競争的研究資金等による研究事業の不正行為等については、各省が定めた研究活動の不正行為への対応指針等に基づき、当該競争的研究資金等を所管する関係各省及び配分機関と連絡調整を必要に応じて行い、適切に対応することとする。

8. その他

本運営要領は、必要に応じて適宜見直しを行う。

附則

1. この運営要領は、平成20年8月1日から施行する。
2. この運営要領は、平成26年4月1日から一部改訂する。